

山陰・夢みなと博覧会記念基金海外教育旅行助成金交付要綱

平成23年3月29日制定

平成28年8月31日改正

(目的)

第1条 この要綱は、山陰・夢みなと博覧会記念基金の管理運営に関する規程（以下「規程」という。）第3条第2項に規定する助成事業に対する助成金の交付について、規程第6条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者及び助成対象事業)

第2条 助成対象者は、鳥取県内の次の各号に定める学校又は保育所のいずれかに在籍する幼児・児童・生徒で、第2項各号に定めるいずれかに該当する事業に参加する者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 学校教育法第22条に規定する幼稚園
- (2) 学校教育法第29条に規定する小学校
- (3) 学校教育法第45条に規定する中学校
- (4) 学校教育法第50条に規定する高等学校の本科
- (5) 学校教育法第63条に規定する中等教育学校（いわゆる中高一貫校）
- (6) 学校教育法第72条に規定する特別支援学校で第1号から第4号までに規定する学校に準ずる教育を行うもの
- (7) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校で第4号に規定する学校に準ずる教育を行う期間のもの
- (8) 学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程
- (9) 児童福祉法第7条に規定する保育所及びこれに準ずる施設
- (10) その他助成対象者として理事長が特に認める者

2 助成対象事業は次のとおりとする。ただし、国、県、市町村その他公的団体等が、その事業に必要な助成対象者に係る経費を負担又は助成するものを除く（ただし、この場合であっても、文部科学省所管の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金制度を利用して、市町村が助成対象者に助成を行う場合には、市町村の助成額と助成対象者の自己負担額を斟酌して都度判断するものとする。）。

- (1) 学校又は保育所行事の一環として実施される学校又は保育所単位での海外研修旅行
- (2) 学校又は保育所行事の一環として実施される学校又は保育所単位での海外交流事業
- (3) その他助成対象事業として理事長が特に認めるもの

3 前項の公的団体等には、山陰国際観光協議会米子ソウル便利用促進委員会を含まないものとする。

(助成金の額)

第3条 助成金は、次条に規定する助成代表者に一括して交付することとし、その額は次のとおりとする。

- (1) 基本額5,500円に助成対象者数を乗じて得た額とする。
- (2) 助成対象事業の海外への交通機関として、往路又は復路のいずれかでも次のア、イ、ウに定める交通機関を利用する場合には、前号の基本額に助成対象者1人当たり10,000円を加えた額に助成対象者数を乗じて得た額とする。
 - ア 米子空港～韓国仁川国際空港間を就航する航空機
 - イ 境港～韓国東海港～ロシアウラジオストク港間を就航する船舶（一部区間の利用でも可）
 - ウ 米子空港～香港国際空港間を就航する航空機

(助成金の交付申請)

第4条 前条の助成金は、助成対象者の所属する学校又は保育所の代表者（以下「助成代表者」という。）が一括して、事業を実施する2か月前までに助成金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を公益財団法人鳥取県国際交流財団（以下「財団」という。）に提出しなければならない。なお、特段の事情があると認められる場合の提出期限についてはこの限りではない。

(助成金の交付決定)

第5条 財団は、前条の申請を受けて、申請内容を審査し、助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知をする。

(助成事業の内容の変更)

第6条 助成代表者は、次の各号に定める変更を除き、助成事業の内容等を変更しようとするときは、助成事業変更承認申請書（様式第4号）を財団に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 助成対象者数の軽微な増減等の変更
- (2) 助成金の額に大きな変動を及ぼすことがない行程等の変更

(実績報告書)

第7条 助成代表者は、助成事業完了後2か月以内に助成事業実績報告書（様式第5号）を財団に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 財団は、実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第6号）により助成代表者に通知する。

(助成金の交付)

第9条 前条の通知を受けた助成代表者は、助成金交付請求書（様式第7号）を財団に提出しなければならない。

2 助成金の交付は、第7条に規定する助成事業実績報告を受けて、第8条に規定する助成金の額の確定後に交付することを原則とするが、助成事業実施に際して助成金の概算払を希望する助成代表者には、第4条に規定する助成金の交付申請と併せて助成金概算払申請・請求書（様式第8号）の提出を受けて、第5条に規定する交付決定通知に併せて概算払をすることができる。なお、その額は交付決定額の10割以内とする。

(証拠書類の保管)

第10条 助成代表者は、助成事業にかかる収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、証拠となる書類を助成事業完了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11条 財団は、助成事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、助成金交付決定取消通知書（様式第9号）により、助成代表者に通知する。

- (1) 助成対象事業を実施しないとき、または期間内に実施する見込みがないとき
- (2) 助成金の交付の申請について不正の事実があった場合
- (3) 第2条に定める助成対象事業に適合しなくなったと認められる場合

- (4) 助成対象事業の実施が、交付申請又は交付決定の内容に著しく違反していると認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められる場合
- (6) その他、理事長が不相当と認めた場合

2 前項の規定は、第8条に規定する助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第12条 財団は、前条の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、助成対象事業の当該取り消しにかかる部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(調査等)

第13条 財団は、助成対象事業の適正を確保するため必要があるときは、助成代表者に報告させ、又は財団の役職員若しくはその代理人に、その事務所等において帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月31日から施行する。